

別紙4 (この様式は令第167条の2第1項第3号の役務の提供に該当する場合。※第4号の新役務の提供についても当該様式を準用するものとする。)

(事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年3月17日

1 契約の名称及び数量

名称 令和3年度ひとり親家庭等日常生活支援事業委託契約
※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次の両条件を満たす者

- ① 母子・父子福祉団体若しくは母子・父子福祉団体に準ずるものとして知事の認定を受けた者
- ② 上記1の事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務を提供する者

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課
- (2) 提出期限 令和3年3月30日 午後1時00分
- (3) その他

- ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
- ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
イ 記名押印を欠く見積書
ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
エ 価格を加除訂正した見積書
オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課
住所：奈良市登大路町30
電話：0742-27-8678 (ダイヤルイン)
FAX：0742-27-8107

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
 - ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

令和3年度 ひとり親家庭等日常生活支援事業委託仕様書

1. 事業名

ひとり親家庭等日常生活支援事業委託

2. 委託内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の7及び第33条により、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活等を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣し、生活援助と子育て支援を実施する。

3. 委託期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

4. ひとり親家庭等の定義

この仕様書においてひとり親家庭等とは、次の各号に定めるところとする。

- (1) 母子家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第6条第1項に規定する女子で現に20歳未満の児童を扶養しているものの家庭をいう。
- (2) 父子家庭とは、法第6条第2項に規定する男子で現に20歳未満の児童を扶養しているものの家庭をいう。
- (3) 寡婦とは、法第6条第4項に規定する女子をいう。

5. 対象者

対象者は、次に掲げる奈良県に住所を有するひとり親家庭等とする。

ただし、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町村に住所を有するひとり親家庭等は、対象者とししないものとする。

- (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

6. 生活支援の種類及び内容

生活支援の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。
- (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。
- (3) 援助又は支援の業務内容及び事業実施上の留意点等については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について（平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）」によるものとする。

7. 派遣の期間

家庭生活支援員の派遣期間は、同一家庭において、1月あたり10日または30時間以内、年間（4月1日から翌年3月31日まで）60時間以内を目安とする。

8. 事業の実施場所

この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援
ア 家庭生活支援員の居宅
イ 講習会等職業訓練を受講している場所
ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）

9. 家庭生活支援員の選定等

家庭生活支援員は、主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であって、次の要件を備えている者のうちから選定するものとする。

- (1) 生活援助は、介護職員初任者研修、旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者又はこれと同等の研修を終了した者とする。
- (2) 子育て支援は、保育士、幼稚園教諭、看護師（准看護師も含む）の資格を有する者とする。

10. 家庭生活支援員の報酬

- (1) 家庭生活支援員の報酬は、厚生労働省の通知に基づき算定した額とする。
- (2) 家庭生活支援員に対し、派遣等の証明に基づき遅滞なく報酬を支給するものとする。

11. 家庭生活支援員の責務

家庭生活支援員は、当該ひとり親家庭等に関して職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

12. 関係機関との連携

この事業を実施するにあたっては、市町村、民生委員・児童委員、母子生活支援施設など他の関係機関との連絡・調整を図ること。

13. その他

- ・本事業の実施については、令和3年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。
- ・契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとする。
- ・受託者は、統括責任者を選任し、業務を円滑に執行できるよう委託業務実施体制表を県に提示し、了解を得ること。
- ・県と受託者は、本業務に関して協議を実施することとし、受託者において議事録を作成すること。
- ・受託者は、事業実施後、その結果についての事業報告書を作成し、県に提出すること。なお、事業実施の途中において、県が報告を求めた際には、速やかに応じること。

参 考

令和元年度 ひとり親家庭等日常生活支援事業実績

延べ 127件 派遣